



5 薬 第 933 号
令和 5 年 7 月 12 日

京都府教育委員会指導部保健体育課長 様

京都府健康福祉部薬務課長

令和 5 年度「薬と健康の週間」の実施について

令和 5 年 6 月 23 日付け薬生発 0623 第 10 号で、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知があり、本府においては、今年度も別添実施要領に基づき事業を実施することとしております。

つきましては、本週間の趣旨を御理解の上、学校薬剤師等を通じて、学校児童、生徒に対する正しい薬の使い方、薬物乱用防止等についての啓発が行われますよう御配慮願います。

また、本事業に係るポスター、リーフレットにつきましては、到着次第別途送付します。

| | |
|-----|--------------|
| 担 当 | 薬物対策・企画係 |
| 電 話 | 075-414-4786 |

薬生発 0623 第 10 号
令和 5 年 6 月 23 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「薬と健康の週間」の実施について

医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民の間に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的として、令和 5 年 10 月 17 日（火）から 10 月 23 日（月）までの 1 週間を「薬と健康の週間」とし、別添の令和 5 年度「薬と健康の週間」実施要綱に基づき、実施することとしましたので、格段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、貴管下市町村に対しては、その協力を得られるようお取り計らいいただくとともに、実施状況の報告を併せてお願い申し上げます。

保健所設置市長と特別区長に対しては、本職より別途通知していますので申し添えます。